

公用自動車借受 仕様書

1 車 種	乗用車(ミニバン・ステーションワゴン)、7～8人乗
2 規 格	(1) 総排気量 1,700CCクラス以上 (2) 駆動方式 四輪駆動 (3) ミッション形式 オートマチック又はCVT (4) 乗車定員 7人以上 (5) ドア形状 5ドア以上。後部座席は両側電動スライドドア。後部ドアがあること。 (6) 環境対応 ハイブリッド車(ガソリン)又はクリーンディーゼル ガソリンの場合、ハイブリット自動車(排ガス基準☆4以上、かつ令和2年度燃費基準を達成している自動車)であること。 ディーゼルの場合、クリーンディーゼル車(平成21年排出ガス基準適合、かつ平成27年度燃費基準を達成している自動車)であること。 (7) 塗装 シルバー系、ホワイト系又はブラック系 (8) 適合品 トヨタノア 6AA-ZWR95W 又は 三菱デリカD:5 3DA-CV1W 規格を示す例として「適合品」を示しているが、当該製品を指定するものではない。 適合品以外で参加する場合は、事前に担当課へ同等・規格確認書及びカタログ等仕様書の同等品条件を満たしていることが分かる書類を提出し、担当課の確認及び署名を受けた後、封印した入札書とともに同等・規格確認書(原本)を提出すること。
3 年 式 指 定	令和6年以降(新車新規登録)
4 付 属 品	①タイヤ(ホイール付、夏用及びスタッドレス) ②スペアタイヤ又はパンク修理キット ③スノーヘルパー ④ブレード(夏・冬) ⑤リアワイパー ⑥サイドバイザー一式 ⑦LEDヘッドライト ⑧フロアマット(全席及びラゲッジスペース) ⑨スノーマット(運転席を除く全席) ⑩フルシートカバー ⑪エアバッグ(運転席・助手席) ⑫標準工具一式 ⑬エアコン ⑭カーナビゲーションシステム(TV無し、バックモニター機能付) ⑮AM・FMラジオ ⑯ドライブレコーダー(200万画素以上、画像データは受注者が用意する外部記憶媒体を使用、全方位の状況を撮影できるものであること)
5 借 受 期 間	令和 7 年 3 月 3 日 ～ 令和 12 年 2 月 28 日 (60ヵ月)
6 納 入 期 限	令和 7 年 3 月 3 日 (納入日については事前に協議すること)
7 借 受 台 数	1台
8 年 走 行 距 離	12,000km(予定)。この距離を超過した場合であっても、追加費用は発生しないものとする
9 引 渡 場 所	建設局みどりの推進部みどりの推進課の指定する場所
10 保 管 場 所	大通バスセンタービル1号館(中央区南1条東1丁目)
11 リース料に 含む項目	①登録納車諸費用 ②自動車取得税 ③自動車重量税 ④自動車賠償責任保険 ⑤自動車税 ⑥任意保険 ⑦車検 ⑧法定定期点検整備 ⑨事故処理 ⑩事故修理(車両保険付保持) ⑪一般修理・一般消耗部品交換 ⑫オイル・油脂類交換(補充を含む) ⑬バッテリー交換 ⑭夏・冬タイヤ必要数(交換及び保管) ⑮車検、定期点検及び修理(事故含む)時の代替車
12 保 険 加 入	(1) 当該車両の自動車損害賠償責任保険については、受注者の負担とする。 (2) 任意保険は受注者の負担とし、次による。 ・年齢制限:無制限 ・対人保険:無制限 ・対物保険:無制限(免責額なし) ・搭乗者保険又は人身傷害保険:1名につき死亡時3,000万円 ・車両保険:時価(免責額なし) (3) 任意保険証の写しを車検証に添付すること。
13 維持管理等	(1) 車検及び定期点検等(オイル等の交換又は補充を含む)に係る経費は受注者の負担とし、受注者の責任において確実に実施すること。また、実施日程は札幌市及び受注者双方の協議のうえ決定すること。 (2) 車検、定期点検及び修理(事故含む)期間中は、同等の代替車を用意すること。 (3) 事故処理及びこれに伴う車両の修繕は、受注者の責任において行うこと。

	(4) 夏・冬タイヤの組み替え及び保管は、札幌市の指示に従い受注者が行うこと。 なお、タイヤの使用期間は新品から3年間を最長とし、当該期間に満たない場合も安全走行に耐えない摩耗・劣化が認められる場合は、速やかに交換を行うこと。 (5) 車両の維持管理に要する経費のうち、燃料費及びパンク修理費用は、札幌市の負担とし、その他要する経費は、受注者の負担とする。 (6) 車両引渡時の燃料は、札幌市及び受注者双方容器内100%とする。
14 そ の 他	(1) 期間中に租税公課、リース料率に変更が生じた場合でもリース料の変更は行わない。 (2) 契約金額(月額)の日割り計算は行わないこととする。 (3) 納入期限までに納車できない事情が生じた場合は、事前に札幌市と協議のうえ、受注者の負担により、同等の代替車を用意すること。 (4) 借受期間終了後は、受注者が保管場所から車両を引き取ること。 (5) リース期間満了後におけるリース物品の買取り又は再リースについて当事者は協議することができる。 (6) 仕様書等に記載のない事項は、札幌市と受注者が協議のうえ決定する。
15 担 当 課	〒060-0051 札幌市中央区南1条東1丁目 大通バスセンタービル6階 札幌市建設局みどりの推進部みどりの推進課 大久保 電話:011-211-2533